



納税(納付)相談はお早めに

市税・使用料などを公平に負担していただくため、滞納している方に差し押え予告書を郵送します。納税(納付)相談が無いなど、再三の催告に応じない方には、法律に基づき「預金、不動産、給料」の差し押えのほか、自動車などの差し押えも実施することになりますので、納税(納付)が困難なときは、まずご相談を。

※ミラーズロック、タイヤロックをしたあとも納税(納付)がない場合、公売し滞納税に充てることになります。

※ミラーズロック、タイヤロックを無理やり剥がしたり、壊してしまうと法律により処罰されることがあります。

※「自動車など」とは「自動車、軽自動車、オートバイ」などを指します。

※公示書は、ドアミラーに取り付けます。



(ミラーズロック)



(公示書)

(タイヤロック)

安心・便利な口座振替を

市税・使用料などの納税(納付)は、口座から自動的に引き落としができる口座振替がお勧めです。ぜひご利用ください。

手続きは通帳、登録した印鑑をお持ちのうえ、税務課窓口までお越しください。

コンビニ納付はどこでも可能

時間が合わず、口座振替の手続きも困難な方は、コンビニでの納税(納付)がおすすめです。営業時間内ならどこでも納税(納付)が可能です。ぜひご利用ください。

市税等
収納向上



information

申請・問合せ
納税係
☎32-2219

今月の納付

納期限 12月30日(水)まで	■ 介護保険料	■ 後期高齢者医療保険料	■ 国民健康保険税	■ 固定資産税・都市計画税
	第5期	第6期	第6期	第4期



国民年金制度について

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

★第1号被保険者とは 20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方など。

★第2号被保険者とは 会社や公務員などの厚生年金に加入している方。

★第3号被保険者とは 第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方。

※加入手続きは、第1号は戸籍年金係、第2号は勤務先、第3号は第2号被保険者の勤務先を経由して行なうことになります。

※会社を退職したときは、ご自身での変更手続きが必要です。

付加保険料について

一般保険料に付加保険料(月々400円)として追加納付することにより、受給する老齢基礎年金に上乗せされる制度です。納付は申請された当月分からとなりますので、ご希望の方は、戸籍年金係の窓口へお越しください。

年金



information

申請・問合せ
戸籍年金係
☎32-1823
砂川年金事務所
☎52-2144

こんにちは 地域包括支援センター です！

問合せ
地域包括支援センター
☎32-0661

人生会議をしましょう！！

(アドバンス・ケア・プランニング／ACP)について

2019年の日本人の平均寿命は、女性が87.45歳、男性が81.41歳となり、ともに過去最高を更新したことが厚生労働省から発表されました。

同省は、介護を受けたり、寝たきりになったりせず、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間である「健康寿命」についても、女性が74.79歳、男性が72.14歳とともに延伸していることも発表しています。

国の対応の方向性として「人生100年時代」に向けて動き出しているところです。

そこで、今回は、「人生会議(アドバンス・ケア・プランニング／ACP)」について説明いたします。

ACPとは？

自らが希望する医療やケアを受けるために

- ・大切にしていること
- ・望んでいること
- ・周囲の信頼する人たちと話し合い、共有すること

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

このような取り組みは、個人の主体的な行ないによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要ですが、将来のために、周りの方たちと話し合いをしておきましょう。



「夢」



折り曲げた右手で5本の指を広げて



こめかみから揺らせて上にあげる



第41回

「夢」

手話モデル 伊藤 朱美 さん
(赤平手話の会)